

令和4年度 第5回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和4年8月10日 午前9時00分

3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」

4. 議 題 議案第17号 農地法第3条許可申請書審議について

議案第18号 農地法第4条許可申請書審議について

議案第19号 農地法第5条許可申請書審議について

議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

(諮問)

5. その他

6. 出席委員

農業委員

1 番 境 栄一郎

2 番 長野 和代

3 番 清住 昇

4 番 松本 茂

5 番 伊豆野 誠

7 番 岡本 篤幸

8 番 平井 豪

9 番 草場竜一郎

10 番 本田 廣正

11 番 中村 幸信

12 番 河嶋 隆雄

14 番 中村 節美

農地利用最適化推進委員

西村 孝生

西村 盛一

田上 安幸

外村 和彦

松永 博文

井斧 康雄

伊佐 浩二

坂本 導成

松野 文男

上村 敦之

7. 欠席委員

農業委員

6 番 五嶋 靖、13 番 緒方 寛二

農地利用最適化推進委員

なし

8. 議事録署名人

10 番 本田 廣正

11 番 中村 幸信

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 河原 俊典 川端 勵志 今村 優香

会 議

1. 開 会

事務局長 それでは、皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、総会を始めたいと思います。

まず、総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は11名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和4年度第5回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 まず、会長のほうから御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。連日、猛暑が続いております。皆さん、日中、農作業をされる場合は、水分補給をしながら、体調には万全の注意をして農作業をやっていただきたいと思います。今日はちょっとお見えになっていませんが、そういう暑い中で体調を悪くされた方もいらっしゃるやに聞いておりますので、くれぐれも水分補給、休憩等を取る等して、農作業をやっていただきたいと思います。

それから、まだまだコロナのほうは収束が見えません。見えませんどころか、昨日は熊本県でも今までの最多を確認しているようです。お互い、コロナにも十分注意をしながら、この暑い夏を乗り切っていきたいと思います。

本日は、3条、それから4条、5条関係、さらには基盤強化法の関係が用意をされておりますので、皆さんから忌憚のない意見をお伺いしたいと思います。

簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。以上です。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 それでは、本日の議事録署名委員につきましては、10番の本田委員と、それから11番の中村委員をお願いいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき会長をお願いいたし

ます。

会 長 それでは、早速、会議を進めてまいります。

議案審議に入ります。議案第17号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 1ページをお願いいたします。

議案第17号、農地法第3条許可申請書審議について、農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和4年8月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 それでは審議に入ります。2ページをお願いします。

番号1番と2番は譲受人が同一なので、一緒に審議したいと思います。10番委員の本田委員から説明をお願いします。

○10番 10番委員の本田です。では、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まず、こちらが県道御船甲佐線です。こちらが県道今吉野甲佐線、こちらに乙女小学校、こちらに宇城鉄筋がございます。申請地は宇城鉄筋から南西に約260メートル、田口に22筆固まっています。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、10番の本田委員から農地所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○10番 10番委員の本田です。今回の申請は、申請人が相手の農地の売買について相談され了承を得られましたので、今回の申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については該当しません。

③についても該当しません。

④については、本人の従事日数が300日程度で、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積は1万4,307平米で、下限面積をクリアします。

⑥については該当しません。

⑦については問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行いましたので、9番の草場委員から説明をお願いします。

○9番 9番委員の草場です。

先月の7月27日に、会長、平井委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字田口にある農地22筆です。申請地にはニラの栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたすおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、9番の草場委員から現地調査の報告、また、10番の本田委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。清住委員、どうぞ。

○5番 ニラの栽培ということで、これは路地ですか、ハウスですか。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 ハウス栽培と聞いています。

○5番 じゃあ、この地図で、ちょっと中抜けで1か所、島になっているところ、白くなっているところ、そこは借りられない？

事務局 そこは借りられなかったと聞いています。

会 長 ほかに何か御意見、どうぞ。

○1番 ニラ栽培には結構水が必要なんですけど、水関係はどういう管理をされるんですか。

○10番 私が回答しますね。ここは昔、水が流れよったんですよ。だから田んぼも存在するんだけど、今、中山から水が流れてこないんです。途中、真ん中にボーリングしてあります。ニラはボーリングして水をかけないと枯れます。恐らく、ハウスと露地栽培もされると思います。ハウスだけでは夏場は大変ですから。

それから、かなり整備が進んでいて、あの一画、全部ですね、ちょうど中山から田口に抜ける昔の農道で、そこには小さな川があって、その下に池があるんです。池に水が流れよったんだけど、今は池には水がたまっていないという状況の場所です。

会 長 境委員、よろしいですか。

そのほかに何か御意見ございませんか。

○4番 結構、面積を広くやられておるようですけれども、新規就農ということで、一人でされるのではないと思います。何人か雇用を入れようと思っておられるんですか。

事務局 今の新規就農の件ですけど、昨年、今年度に入ってからかな、新規就農者の認定を行って、そのときの計画では、山都のほうでおいじさんがトマトをされていると、

自分はこっちのほうでニラをしたいということで、現在のところ一人でやられています。その後、かなり面積とかも広いんで、なかなか一人では難しいだろうという話をしたんですけども、できるだけやるというところで、最終的には繁忙期については雇用あたりも若干は考えているというところで、次世代の融資とか、そういうところを利用して、今回、土地の購入であったり、ハウスの建設であったり、そういうことを今されているような状況です。

以上です。

会 長

松本委員、よろしいですか。

ほかに何かございませんか。

ほかには意見はないようでございます。

それでは採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号1番、2番については、原案のとおり許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第18号、農地法第4条許可申請書審議についてを議題とします。

事務局長から説明を願います。

事務局長

それでは、4ページをお願いいたします。

議案第18号、農地法第4条許可申請書審議について、農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和4年8月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

それでは、5ページをお願いします。

議案第18号、農地法第4条許可申請書審議調書の番号1についてを審議したいと思います。

それでは、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番

2番委員の長野です。それでは、番号1について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長

続きまして、事務局から、申請地の位置の説明をお願いします。

事務局

それでは御説明申し上げたいと思います。地図につきましては6ページにお示しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明をしたいと思います。

この赤いのが申請地、こちらに緑川パーキングエリア下り線というのがあります。そして、こちらに県道の小川甲佐線がございまして、右手に府領の集落、こちらにございます。今回の申請地は、緑川パーキングエリアより南西へ約111メートルのところに位置しております。

場所の説明については以上でございます。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番 2番委員の長野です。それでは説明します。

今回の申請は、建設業者より甲佐町付近で仕事をするようになり、建設資材置場として利用させてほしいとお願いされたため、転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

1については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

2については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

3については、申請の用に供することを確実と見られるため、事業の実現性については問題ないと思われます。

4については、大きな造成計画はなく、申請地を設置するだけの整備なので、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。

5については、効率的かつ安定的な農地集積に支障はありません。

6については、今回の申請は仮設工作物ではないので、該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 ありがとうございます。現地調査を行っております、8番委員の平井委員から説明をお願いします。

○8番 8番委員の平井です。

先月の7月27日に、会長、草場委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、大字府領字北原にある農地で、農地の状況としては、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

また、今回の転用申請では、大きな造成計画はなく、申請地を押しならす程度の整備であるため、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障をきたすおそれのないことを報告します。

以上です。

会 長 ありがとうございます。ただいま、8番の平井委員から現地調査の報告、また、2番の長野委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の第1号のイ及びロのいずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

本田委員、どうぞ。

○10番 これは申請人の方の資材置場ではないんですよね。ということは、どこかの企業に貸されるということでしょう、申請が終わった後に。

会 長 事務局。

事務局 お答えしたいと思います。

今回の申請に当たって、熊本市の建設業者ということで報告を受けておりますが、具体的な建設業の会社の名前とか、そういうものを示すように代理人の方には指導しておりまして、ただ、今回には間に合っておりません。

○10番 熊本市に言われると、この高速道路の先は北原で、そこから先は熊本市ですから、北原が府領から分かれた地区がほんのちょろっとあるだけであって。

はい、分かりました。

会 長 ほかに何か御意見はございませんか。

○4番 今の話だと、まだ内容的なことは分からないということで、どういうものが置かれるかもまだ分かんわけですね。

事務局 事業計画書の中には、足場材とか、敷鉄板、そういったものを置きますという計画の配置表は出ておりますが、具体的な会社の名前を示さないと確実性にちょっと疑問を持たれますよということで、提出を指導しているところではあります。

○5番 写真で今、奥のほうを見られているけれども、フェンスの手前、それとも奥ですか。

事務局 奥の……。ここに、ちょっと見えにくいかもしれませんが、赤い点々が描いてあります。これが、こっちの筆との境で、奥のほうの……。

○5番 L字型なんですね。

事務局 こういったふうになります。この土を盛ってあるところは、本年2月に隣の会社が転用許可をもらったところでございまして、この草が生えているところ、こちらが今回申請の筆になります。

会 長 それだけでよろしいですか。

○5番 はい。

会 長 ほかに何か御意見はございませんか。

それでは、ほかには意見がないようでございますので、採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号1につきましては、当農業委員会としましては、許可相当の意見をつけて県のほうへ送付をします。

それでは、続きまして、5条関係に入ります。

議案第19号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題とします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 7ページをお願いいたします。

議案第19号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和4年8月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、8ページをお願いします。

議案第19号、農地法第5条許可申請書審議の番号1についてを審議したいと思います。それでは、3番委員の清住委員から説明をお願いします。

○3番 3番委員の清住です。

それでは、番号1について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 御説明申し上げます。

地図につきましては、9ページのほうにお示ししておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

上のほうが航空写真が切れておりますが、この赤いところが今回の申請地です。右下から、これが県道の嘉島甲佐線、ダイハツさんとなっております。そして、この赤い線が御船町との境界でございます。ダイハツさんから北西約210メートルの距離になります。隣にはコンビニエンスストアがここにあります。

場所については以上でございます。

会 長 ありがとうございます。続きまして、転用申請に係る可否の判定について、3番委員の清住委員から説明をお願いします。

○3番 3番委員の清住です。それでは、説明します。

今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、個人住宅の建設と自

動車修理・販売業用駐車場の設置をするための転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネート資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

1については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、公共投資の対象となった農地であるため、第一種農地に該当します。第一種農地の転用は原則できませんが、集落に接した農地であるため、例外的に転用は可能と思われます。

2については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

3については、資金計画書、金融機関の事前審査回答書も添付されているため、事業の実現性について問題はありません。

4については、境界にコンクリートブロックを設置し、土の流出を防ぐとされており、土砂の流失や周囲の営農に支障を及ぼすおそれはありません。

5については、問題ないと思われます。

6については、今回の申請は仮設工作物ではないので、該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 ありがとうございました。現地調査を行っていますので、9番の草場委員から説明をお願いします。

○9番 9番委員の草場です。

先月の7月27日に、会長、平井委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字芝原字芝原第二にある農地で、農地の状況としては、公共投資の対象となった農地であるため、第一種農地に該当します。第一種農地の転用は原則できませんが、集落に接続しているため、例外的に転用が可能と思われます。

今回の転用申請では、境界にコンクリートブロックを設置し、土の流出を防ぐとされており、転用による周囲の営農に支障をきたすおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、9番の草場委員から現地調査の報告、また、3番の清住委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号ロに該当するものの、例外規定に該当するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

本田委員。

○10番 地図では物すごく分かりにくいんですけど、コンビニの横ですか。

事務局 ここがコンビニです。

○10番 うんうんうん。だからその横よね。

事務局 横です。

○１０番 県道沿いの。

事務局 そうです。ですから、県道がこの辺で、横に入っていった……。

○１０番 横ですね。

事務局 はい。こちらの奥が団地が広がっているところです。

○１０番 裏のほうに戸建ての団地があるんだけど、あそこよね。

それと、もう１点、この譲受人の人は豊秋って書いてあるけど、高速道路の入り口の工場があるよね、あそこの人？

事務局 そうです。

○１０番 何も書いてないけん。ぎんなん保育園へ上がるところにありますよね。あそこの方？

事務局 はい。

○１０番 いや、何も書いてないけどね。豊秋だったら、あそこしかないけんね、自動車整備場は。分かりました。

会 長 本田委員、よろしいですか。

○１０番 はい。

会 長 ほかに何か御意見ございませんか。

境委員。

○１番 見た感じ、宅地化しているような形なんですけど、境界線上の隣のほうの農地も宅地化みたいな形になるんですか。まだ農地の状態ですか。

事務局 こちらが申請地……。

○１番 いえ、一番最初の地図。

事務局 地図？

○１番 赤いところから下のところ。

事務局 こっちですか。

○１番 いや、反対。

事務局 反対。

○１番 境界線上。

事務局 こちらは、御船地内の田んぼが広がっているところです。住宅団地がこういうふうの開発されています。

○１番 もう、そこは住宅なんですね。

事務局 囲まれたところになります。

○１０番 昔、銀杏砂利が砂利を掘った先がその中にまだ残っています、その奥のほうに。あの手前です。地盤沈下を起こしたところです、銀杏砂利が砂利を掘って。この前の地震のときに。その手前のほう。

○３番 そこ１枚だけ残っているんですよ。

- 10番 高速の手前、こっちからいったら。
- 5番 そこ1か所だけで農地で余ってたんですよ。
- 会 長 ほかには何か御意見はございませんか。
- それでは、ほかにはないようです。
- それでは採決を行います。
- 許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 全員賛成と認めます。
- それでは、番号1につきましては、当農業委員会としましては、許可相当の意見を付して県のほうへ送付をいたします。
- 続きまして、審議調書の番号2について審議をしたいと思います。
- それでは、9番委員の草場委員から説明をお願いします。
- 9番 9番委員の草場です。それでは、番号2について説明いたします。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 以上です。
- 会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。
- 事務局 説明申し上げます。地図につきましては10ページにお示しをしておりますが、前のスクリーンで説明をさせていただきたいと思います。
- 赤い印のところが今回の申請地でございます。右下に乙女小学校、県道の今吉野甲佐線、県道の御船甲佐線がありまして、申請地がございます。乙女小学校より北へ約85メートルの場所に今回の申請地がございます。既存施設がその隣にございまして、既存施設の拡張ということでございます。
- 以上でございます。
- 会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、9番の草場委員から説明をお願いします。
- 9番 9番委員の草場です。それでは説明します。
- 今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、資材置場、駐車場を建設するために転用申請をするものです。
- 転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。
- それでは、お手元のラミネート資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。
- 1については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の広がりがあり、公共投資の対象となった農地であるため、第一種農地に該当します。

第一種農地の転用は原則できませんが、既存施設の拡張であるため、例外的に転用は可能と思われます。

2については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

3については、資金計画書、通帳の写しも添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

4については、大規模な造成は行わず、地盤の転圧と敷砂利程度とされており、土砂の流出や、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。

5については、問題ないと思われます。

6については、今回の申請は仮設工作物でないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 ありがとうございました。現地調査を行っております、8番委員の平井委員から説明をお願いします。

○8番 8番委員の平井です。

先月の7月27日に、会長、草場委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字津志田字明迫にある農地で、農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の広がりがあり、公共投資の対象となった農地であるため、第一種農地に該当します。

第一種農地の転用は原則できませんが、既存施設の拡張であるため、例外的に転用は可能と思われます。

今回の転用申請では、大規模な造成は行わず、現状のまま利用するとされており、転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告します。

会 長 ありがとうございました。ただいま8番委員の平井委員から現地調査の報告、また、9番委員の草場委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号ロに該当するものの、例外規定に該当するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

中村幸信委員。

○11番 そここのところは、手前のほうが通学路になっとつと思うとですよ。何をしてこられるか分かりませんが、そこはちょっと通学路の視野を図るということをお願いします。

事務局 じゃあ、こっちの許可が出たときとか、許可証あたりを取りに来られますので、そのときにまた、通学路なんで子供が通るので、そこについては十分注意をということで、私のほうからちょっと伝えておきます。

○5番 現況、ここは製管工場ですよ。何を製管。足場とか。

事務局 建築用足場材の製造販売レンタルでございます。

○5番 だけんT SMC関連ということだね。結局、増設してから鉄骨か何かつくらすと

かなと思って。分かりました。

会 長

ほかに何か御意見はございませんか。

それでは、ほかにはないようでございます。

採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号の2につきまして、当農業委員会としましては、許可相当の意見をつけて県のほうに送付をいたします。

続きまして、議案第20号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長

それでは、11ページをお願いします。

議案第20号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和4年8月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の12ページをお願いいたします。

甲農第838号、令和4年7月26日、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、奥名克美。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。

続いて、13ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、令和4年度第5回です。まずは、総括表で説明いたします。

賃借権の再設定については、6年の田が3筆、4,233平米のみとなります。

賃借権の新規については、10年の田が2筆の1,868平米のみとなります。

賃借権の小計は、田が5筆の6,101平米となります。

使用貸借権の再設定についてはございません。

新規については、5年の畑が2筆の817平米のみとなります。

このため、今回の利用権設定の合計は、田が5筆の6,101平米、畑が2筆の817平米となります。

その他、所有権移転については、畑が2筆の1,716平米のみとなります。

委員の皆様には審議していただきますのは、新規の案件となります。

詳細は事務局から説明いたします。

以上となります。

会 長 それでは、14ページをお願いします。

議案第20号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画についてを審議します。

番号1について、この案件の相手方（譲受人）は5番委員の伊豆野委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条の参与の制限に該当するため、審議が終わるまで退席をお願いします。

（伊豆野委員退出）

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

○10番 これは放棄地じゃないんですよね、草ばっかしやけど。

○1番 2年間ぐらいつくっていない。2年前、ちょっとおやじさんが脳梗塞か何かで倒れて、今、息子さんが。

○10番 そしたら、草の根取りが大変たい。

○1番 田に戻れるかどうか。難しいですね。

○10番 上を切っても根が染み込んでるけん、すぐ草が生える。

会 長 ほかに御意見はありませんか。

それでは、ほかには質問がないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。

それでは、番号1番については原案のとおり承認をいたします。

伊豆野委員の入室を認めます。

（伊豆野委員入室）

続きまして、15ページをお願いします。番号の2番について審議したいと思います。この案件は熊本県農業公社を通しての貸借です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み

上げ)

次に、申請地の位置の説明をいたします。18ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まず、こちらは九州自動車道で、こちらに緑川パーキングエリアがございます。こちらが県道小川嘉島線です。申請地は、緑川パーキングエリアから南に約360メートル、府領の中原に2筆あります。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。相手方は御船町の認定農業者ですが、甲佐町でも農業を頑張っておられ、主に米、野菜を栽培されています。申請地には野菜の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

○1番 契約の種類の耕作賃借権と使用賃借権というところの説明をちょっと。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 説明いたします。

今まで小作料が発生する耕作賃借権設定での契約だったのですが、今回は使用賃借権設定、お金とか小作料が発生しない、ただでの貸し借りの契約への変更となります。

○1番 無償で貸す。

事務局 無償での貸し借りへの変更です。

会 長 境委員、よろしいですか。

○1番 はい。

会 長 ほかに何か。本田委員。

○10番 これは今まで作った形跡がないんだけど、どうなっているのかなと思って。これは2枚あって、1枚は道挟んでいるから、でっかいトラクターは通らないと思うんですよ。片方はね。2枚あるでしょう。通りますか。

○2番 つかささんね、やたらかたらつくって契約しなったけど、仕事が追いつかないわけですね。

○10番 うん、知っている。

○2番 それで、ジャガイモの後もまだ削っていないんですけど、仕事が追いつかないもんだけん、ただ耕すだけっていう感じになったわけですよ。

○10番 うちの畑の横もね、この前、契約されて、芋を植えてあるんですよ、ジャガイモを。ジャガイモを植えたすぐはきれいだったんです。今、どこにジャガイモがあつとかいなど。

- 2 番 ジャガイモ、取られました？
- 1 0 番 掘っていない、まだ。
- 2 番 府領のほうは一応終わりましたけど。
- 1 0 番 グリーンセンターの横やった。この前、新規で借りられたところ。
- 2 番 この間、一部だけちょっと削られたんですけど、早い野菜、秋一番の野菜を、ジャガイモの後、まだ削っていないんですよ。
- 会 長 事務局、その点、何かコメント。
- 1 0 番 特に今度無料になったら、恐らく放置で、今度、長野さんが調査に回るのかな。
- 2 番 草刈り機もトラクターにつける大きいのを持っていて、ビヤーン、ビヤーンって二、三回ひくときれいになるわけですね。100馬力のトラクターでビヤーン、ビヤーンってひくとすぐきれいになるわけですけど、しなさんるんでしょうね。
- 会 長 モアかなんか大きい機械で。
- 2 番 ええ、それはすごかですよ。トラクターの後ろにも草刈り機がついて、上がって、1 遍、2 遍引くときれいになる。100馬力のトラクターで2 回ひくときれいになる。
- 会 長 機械はいっぱい持っとられるから。
- 1 0 番 だけん、この中原の狭いところに全部にトラクターは入らんと思うんですよ。片方が道だから。片方がよそを借りるといいけどね。そういう場所なんです。
- 2 番 どうなんでしょう。前はいっぱい作りよんさったけど。ただ、作る人がいないんですよ。
- 1 0 番 だから、どうしても、五木食品と比較するとね、五木食品はちゃんとあぜも刈ってあるんです。その辺の差が出てきよるんです。だから、同じところをつかさと五木食品がほとんどやってます。
- 2 番 どうなるんでしょうね。
- 3 番 すみませんが、ここは何年も作っていなかったはずですが、畑は。今度名義変更をされて、この方になったから、やっぱり委員会を通してやりたいということで契約されたと思うんですよ。
- 2 番 契約以前はトラクターだけはしよんなさったんですよ。
- 1 0 番 前は借りてあるとやけんね。今度、ゼロ円になるから、まだ手入れが出てこないと思うんですよ。
- 2 番 契約しなかったけん、今度、それができんでしょう。区役みたいな感じで、トラクターはしよんなったんですけどね。契約になったけん。
- 事務局長 当初の契約自体は、何年に結んでるんですか。
- 会 長 どうでしょうか。
- 事務局 最近はされてないです。
- 事務局長 実際に入られるときになったら、あまりに荒れとったからということで、持ち主

の方とお話されて、ただでも作ってくださいということで、今度借りられたという
ような状況だそうです。

○2番 ただ、作物を植えるのは、ただ切って削るんじゃないですかね。荒れんごつはす
るって。それは中間管理機構の人がそげん言うて、誰か作らんのかって。いやあ、
ちょっとと。難しいところですよ。

会 長 野放ししとったら原野になるけん、そうやってでも。

○2番 なかなか来なさらんもんだけんね。忙しかもん。この間、ちょっと来なさったけ
ど、ほんと一部だけ削って帰りなさったですもんね。全部削んなさるかなと思っ
たら、一部だけ、道がかりのよかとかを削んなったけん、何か早かとを植えなつとで
しょうね。奥はまだ削んなさるんですもんね。ジャガイモ取ってなかけん。

○1番 臼杵さんが1,600あるんですけど、半分がこっちで、あと半分はまだ。結局、この
人は菊陽におられるわけなんで、荒れた土地が800ぐらいまだあって。

○3番 あとは水田なんですよ。吉田の法人が作っています。畑だけが府領にある。

事務局長 ちょっと先の話ですけども、事務局のほうからも、取りあえず契約を今回、結ば
れるということであれば、契約を結ばれるということですので、その辺についての
作業とか、今、現況も本人さんは分かっておられますので、できるだけ早めにお願
いしますということで、うちのほうからもお願いをしておきます。されるかどうか
というのは分からないですけども。

会 長 こういう意見が出ましたよということで。

ほかに何か御意見はございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号2番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、16ページをお願いします。番号3番について審議したいと思います。

この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地
の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み
上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。19ページに地図を添付しており
ますが、前のスクリーンで説明します。

まず、こちらは県道今吉野甲佐線で、こちらが県道御船甲佐線、こちらが宇城鉄

筋で、こちらに乙女小学校がございます。申請地は宇城鉄筋から西に約250メートル、田口の古賀原に2筆あります。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から番号3番について説明がありました。
それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
何か御意見ございませんか。
境委員、どうぞ。

○1番 これは、前は耕作か何かされとったんですか。
事務局 熊本地震の後は全く手つかずというふうに聞いています。

○1番 あの奥は違うんでしょう。荒れている。
事務局 荒れているところは森となっている……。

○1番 あそこですか。
事務局 そうです。森となっているところが……。

○1番 公社が何でそこを買い上げるんですか。

○5番 逆に非農地化したほうがよかったんじゃない。
事務局 買われる方がいらっしゃいます。

○1番 そうなんですね。分かりました。
会 長 ほかに何か御意見はございませんか。

それでは、ほかにはないようでございます。
原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番については、原案のとおり承認をいたします。
それでは、本日予定をいたしました議案17号から20号まで全て終わりました。
あとは事務局にお返しいたします。

事務局長 それでは、長時間にわたりお疲れさまでした。これをもちまして、第5回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

10 番

1 1 番